010229.200	2 その他のもの	1頭につき 63,750円	B15		1頭につき 51,796.88円	1頭につき 47,812.50円	1頭につき 43,828.13円	1頭につき 39,843.75円	1頭につき 35,859.38円	1頭につき 31,875円	1頭につき 27,890.63円	1頭につき 23,906.25円	1頭につき 19,921.88円	1頭につき 15,937.50円	1頭につき 11,953.13円	1頭につき 7,968.75円	1頭につき 3,984.38円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0102.90	その他のもの																								
	2 その他のもの																								
010290.210	(1) 1頭の重量が300キログラム以下のもの	1頭につき 38,250円	B15		1頭につき 31,078.13円	1頭につき 28,687.50円	1頭につき 26,296.88円	1頭につき 23,906.25円	1頭につき 21,515.63円	1頭につき 19,125円	1頭につき 16,734.38円	1頭につき 14,343.75円	1頭につき 11,953.13円	1頭につき 9,562.50円	1頭につき 7,171.88円	1頭につき 4,781.25円	1頭につき 2,390.63円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
010290.290	(2) その他のもの	1頭につき 63,750円	B15		1頭につき 51,796.88円	1頭につき 47,812.50円	1頭につき 43,828.13円	1頭につき 39,843.75円	1頭につき 35,859.38円	1頭につき 31,875円	1頭につき 27,890.63円	1頭につき 23,906.25円	1頭につき 19,921.88円	1頭につき 15,937.50円	1頭につき 11,953.13円	1頭につき 7,968.75円	1頭につき 3,984.38円	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
01.03	豚（生きているものに限る。）																								
	その他のもの																								
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの																								
010392.011	〔1〕1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格（生きている豚に係る基準輸入価格（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。）から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同法別表第1の3における号の〔1〕に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。）以下のもの	1頭につき 19,508円	B15*																					